

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成 22 年規第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 条 } (省略)</p> <p>第 2 条 } (定義)</p> <p>第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>四 } (省略)</p> <p>五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、<u>情報シナジー機構及び東北メディカル・メガバンク機構</u>をいう。</p> <p>六 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>十二 } (省略)</p> <p>第 4 条 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>第 14 条 } (組織)</p> <p>第 15 条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 コンプライアンス推進部長並びに総務部人事課長、教育・学生支援部留学生課長、<u>財務部資産管理課長</u>及び国際交流課長</p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めた者 若干人</p> <p>第 16 条 } (省略)</p> <p>～ } (省略)</p> <p>第 33 条 } (省略)</p>	<p>第 1 条 } (同左)</p> <p>第 2 条 } (定義)</p> <p>第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>四 } (同左)</p> <p>五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構<u>及び</u>情報シナジー機構をいう。</p> <p>六 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>十二 } (同左)</p> <p>第 4 条 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>第 14 条 } (組織)</p> <p>第 15 条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 コンプライアンス推進部長並びに総務部人事課長、教育・学生支援部留学生課長、<u>財務部資産・調達管理課長</u>及び国際交流課長</p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めた者 若干人</p> <p>第 16 条 } (同左)</p> <p>～ } (同左)</p> <p>第 33 条 } (同左)</p>

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、改正後の第 3 条第 5 号の規定は平成 24 年 2 月 1 日から、改正後の第 15 条第 2 号の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。